

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

6月20日をもって緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されました。市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、感染拡大防止に向けご協力いただいていることに対し、心から感謝を申し上げます。長期にわたりご不便をおかけしておりますが、ここで気を緩めることなく、感染症のまん延防止に向けて、引き続き適切な対応のご協力をお願いします。

ワクチン接種の状況ですが、接種を希望する65歳以上の方は、7月中旬に2回目が完了する予定です。

また、12～64歳の方へのワクチン接種クーポン券は、6月23日に発送いたしました。

本市における今後の接種は、60～64歳の方と基礎疾患のある方などを優先し実施してまいります。7月から予約受け付け、そして第1回目の接種の運びとなる予定です。今後のスケジュールにつきましては、決まり次第「広報あきしま」や市ホームページなどでお知らせします。

引き続き、安全安心なワクチン接種に全力で取り組んでまいりますので、感染予防の徹底をお願いします。

なお、接種は希望接種ですので、ご本人の判断でお願いします。

平穏な日常を取り戻せるよう、心をひとつにして、共に頑張りましょう。

昭島市長 臼井伸介

主な記事

新型コロナウイルス
ワクチン接種などに関するお知らせ… 2～4

「あきしまの水」給水スポット
7月2日から利用を開始 …………… 5

アキシマクジラ化石発見60周年記念事業……20

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、催しなどに参加する場合はマスクの着用にご協力ください。なお、催しなどは中止または延期となる場合があります。

＋ 休日応急診療当番医 ＋

(各医療機関にお問い合わせのうえ受診を)

診療日時	医療機関(内科小児科)	歯科医療機関
7/4	◎中西医院(郷地町)内小 ☎543-1355	昭島相互診療所(福島町)内 ☎545-2712
7/11	◎浅見胃腸科外科医院(東町)内 ☎544-5300	医師会診療所(緑町)内小 ☎543-3020
7/18	◎太陽こども病院(松原町)小 ☎544-7511	うしお病院(武蔵野)内 ☎541-5423
7/22	◎つつじが丘診療所(つつじが丘)内小 ☎545-4737	田中団地診療所(田中町)内小 ☎545-2514
7/23	◎昭島病院(中神町)内 ☎546-3111	拝島やまかみクリニック(松原町)内 ☎519-2650
7/25	◎大久保内科クリニック(拝島町)内 ☎500-0013	しょうわの森こどもクリニック(美堀町)小 ☎519-1237
		サン歯科医院(松原町) ☎544-8282
		不二歯科クリニック(松原町) ☎541-1735
		武蔵野歯科医院(つつじが丘) ☎543-4843
		内山歯科医院(郷地町) ☎541-6480
		多摩歯科診療所(玉川町) ☎543-4651
		生駒歯科医院(郷地町) ☎543-1182

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
☎03-5272-0303へ 今月の水道修理当番店は18ページに掲載

新型コロナウイルス ワクチン接種に関するお知らせ

令和3年6月21日時点

接種
無料

12～64歳の方へ接種クーポン券・案内などを送付

12～64歳(昭和32年4月2日～平成21年7月1日生まれ)の方を対象に、接種クーポン券・案内を6月23日から順次発送しています。

7月5日までに届かない場合は、昭島市新型コロナウイルスワクチンコールセンター☎0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)へ問い合わせてください。なお、これから12歳になる方(平成21年7月2日以降生まれ)には、誕生月の翌月に発送します。

【送付内容】

- * 接種クーポン券
- * 予診票(2回分)
- * 新型コロナウイルスワクチン接種のご案内
- * 新型コロナワクチン予防接種についての説明書

64歳以下の方の集団接種の予約を受け付け

予約をしないと
接種を受けられません

現在、昭島市では20～30歳代の方の感染率が高い状況にあるため、以下の接種順位で予約を受け付けます。

【予約受け付け時間】

* インターネット＝24時間
(期間中は毎日/初日は午前9時から)

* コールセンター＝午前9時～午後5時(期間中は毎日)

- 40～59歳の方、12～17歳の方の予約受け付けについては、決まり次第、「広報あきしま」などでお知らせします。

- 1回目の接種日は、7月11日(日)以降となります。1回目の接種日時を選択すると、その3週間後の同じ曜日・時間・接種会場が、2回目の接種日時として自動的に選択されます。あらかじめ都合の良い日を確認のうえ、予約してください。

対 象	予約受け付け(予定)									
	7/7 (水)	8 (木)	9 (金)	10 (土)	11 (日)	12 (月)	13 (火)	14 (水)	...	
基礎疾患のある方										
高齢者施設などの従事者	7月7日から									
60～64歳の方 (昭和32年4月2日～ 昭和37年4月1日生まれ)										
18～29歳の方 (平成4年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ)						7月12日から				
30～39歳の方 (昭和57年4月2日～ 平成4年4月1日生まれ)						7月14日から				
※基礎疾患のある方について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただか、昭島市新型コロナウイルスワクチンコールセンター☎0120-201-432(毎日／午前9時～午後5時)へ問い合わせてください。										
※65歳以上の方も、7月7日から引き続き予約できます。										

インターネットまたは電話で予約をしてください

- 接種クーポン券に「予約受付番号」が記載されていますので、お手元にご用意のうえ、予約してください。
- インターネットの予約システムで予約してください。予約方法は、市ホームページ、「広報あきしま」6月1日号4・5ページに掲載しています(一部変更あり)。
予約システムはこちら▶
- 昭島市新型コロナウイルスワクチンコールセンター☎0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)でも予約を受け付けます。間違い電話が多くなっていますので、番号のかけ間違いにはじゅうぶん注意してください。

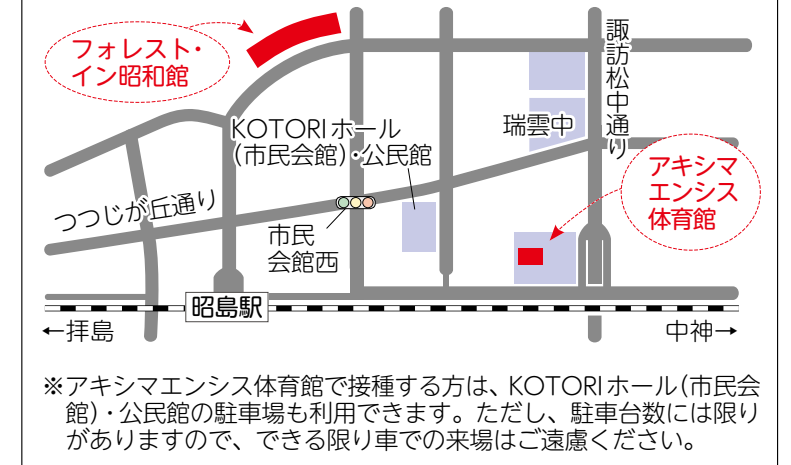


接種会場

右の2つの集団接種会場で、集中的に接種を行っています。市内の医療機関にご協力いただき集団接種を行っているため、現時点では、かかりつけの医療機関などによる個別接種を行う予定はありません。

会場に早くお越しただいても、接種時間は早まりません。また、会場には、じゅうぶんな待ち合い場所がありません。会場内での密集を避け、熱中症を予防するため、予約した接種時間内にお越しください。

会 場	接種日時
フォレスト・イン昭和館	【月～土曜日】午後1時～5時 【日曜日】午前9時30分～午後5時 ※祝日を除く ※受け付けは午後4時15分まで
アキシマエンス体育館	【月～土曜日】午前9時30分～午後9時 ※祝日を含む ※受け付けは午後8時15分まで



有効性と副反応について

- 昭島市には、ファイザー社製のワクチンが供給されます。接種をした人は、していない人よりも、新型コロナウイルスに感染する割合が低くなると報告されています。2回目の接種から数日後に免疫ができ、予防の効果が現れるといわれています。
- 接種後数日以内に、接種部位の強い痛み、疲労、頭痛、悪寒、発熱、下痢、吐き気などの症状が現れる可能性があり、特に2回目接種後の発生率が高いといわれています。いずれも数日以内に治まるとされていますが、気になる症状がある場合は、かかりつけ医、または、東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター☎03-6258-5802(毎日/24時間)に相談してください。まれにアナフィラキシー(アレルギー反応)で、じんましんなどの皮膚症状や急な呼吸器疾患の症状が現れることがあります。接種会場では、医師の判断により、処置や救急搬送を行います。
- 極めてまれに、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じることがあります。接種によるものと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済制度により、医療費や障害年金などの給付を受けることができます。万が一、健康被害が生じた場合、昭島市在住の方は、健康課(あいぽく内)☎544-5126へ相談してください。

キャンセルは必ず連絡してください

- 無断でキャンセルをすると、その分のワクチンは使用できなくなる場合があります。大規模接種センターでの接種を予約した場合や、体調不良(37.5℃以上の発熱など)や用事で当日急に接種できなくなった場合でも、必ず昭島市新型コロナウイルスワクチンコールセンター☎0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)にキャンセルの連絡をしてください。
- 接種日の2日前までは、予約システムからもキャンセルできます。

問い合わせ(通話料無料)

昭島市のワクチン接種に関すること

☎0120-201-432

昭島市新型コロナウイルスワクチンコールセンター(毎日/午前9時～午後5時)

ワクチン全般・副反応などに関すること

☎0120-761770

厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター(毎日/午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

6月21日時点の情報です。詳しくは、各担当または市ホームページへ。



青少年フェスティバルを中止

11月に実施する予定でしたが、中止します。

☆詳しくは、青少年係(アキシマ エンシス校舎棟内) ☎544313 へ。

生活困窮者自立支援金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯に対して、原則、求職活動を行うことなどを要件として、支援金を支給します。

支給要件を満たしていることを確認できる書類(ハローワークの求職受付票、給与明細書の写し、通帳の写しなど)の提出が必要です。詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

◇対象 社会福祉協議会で実施している総合支援資金(特例貸付)について、次のいずれかに該当し、表1の支給要件をすべて満たす世帯の世帯主

表1 支給要件

	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
世帯の月の収入合計額	13万7700円以下	19万4000円以下	24万1000円以下
世帯の預貯金の合計額	50万4000円以下	78万円以下	100万円以下
求職活動	次のすべての活動をする *月2回以上、ハローワークで職業相談などを受ける *月1回以上、昭島市くらし・しごとサポートセンターの支援を受ける *原則週1回以上、求人先へ応募するか面接を受ける		

(生活保護受給世帯を除く)
*再貸付が8月までに終了している

*再貸付の申請をし、対象外となつた ほか

◇支給額

*単身世帯 11月6万円

*2人世帯 11月8万円

*3人以上世帯 11月10万円

◇支給期間 3か月

◇申請 申請書と必要書類を7月5日～8月31日までに市役所福祉総務課へ

※申請書は市役所福祉総務課で配布するほか、市ホームページへ

そこからダウンロードもできます。
☆詳しくは、福祉総務課へ。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)を支給

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)を支援するため、給付金を支給します。

◇対象 次のすべてに該当する世帯(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

*18歳未満のお子さん(令和3年3月31日時点/障害児の場合20歳未満)を養育している

※4年2月28日までに生まれる新生児も対象となります。

*令和3年度の住民税均等割が非課税、または、3年1月1日以降の収入が急変し住民税均等割が非課税相当となつた

◇支給額 お子さん1人につき5万円

◇申請

①3年4月～4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税均等割が

非課税の世帯 申請不要(児童手当または特別児童扶養手当の支給口座へ7月中に振り込み予定)

②①以外(高校生のみ養育している、収入が急変したなど)の世帯 申請書と必要書類を4年2月28日までに市役所手当・医療助成係へ(詳しくは問い合わせを)

※申請書は、市役所手当・医療助成係、東部出張所、あいぽく、各市立会館で配布しています(閉所・休館日を除く/市ホームページからダウンロードも可)。

☆詳しくは、厚生労働省コールセンター ☎0120-811166 (平日の午前9時～午後6時、または、市役所手当・医療助成係へ)。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免

令和3年度分(令和3年4月1日～4年3月31日の納期分)の保険税または保険料を減免し

ます。

減免額や申請方法など詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

◇対象 主たる生計維持者が、次の①に該当する、または、

②③④のすべて(介護保険料は③④に該当する世帯

①新型コロナウイルス感染症により死亡した、または、重篤な傷病を負つた

②前年の合計所得金額が1000万円以下である

③新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年と比べて30%以上減少することが見込まれる

④③で減少している収入以外の前年所得が合計400万円以下である

☆詳しくは、国民健康保険税については保険年金課保険係、後期高齢者医療保険料については保険年金課後期高齢者医療係、介護保険料については介護福祉課保険料担当へ。

7月2日(金)の午前10時から利用できます 「あきしまの水」給水スポット

生活のあらゆる場面で使い捨てプラスチックを1つずつ減らすことを心がける「プラスチック-1運動」^{マイナスいち}の推進と、深層地下水100%の安全でおいしい「あきしまの水」を知っていただくため、市内4か所に給水スポットを設置しました。

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。



拝島駅南口



昭島駅南口



中神駅北口



東中神駅南口



みんなで使ってね！

給水スポットで「あきしまの水」を

マイボトルやマイカップに「あきしまの水」を無料で入れることができます。500mlのマイボトルであれば約10秒で給水できます！マイボトルなどを積極的に使って、使い捨てプラスチックの削減につなげましょう！

目印はちかっぱー

デザインは市民投票などで決定しました。側面には、「あきしまの水」シンボルマークや、SDGs^{エスディージーズ}(国連が掲げる持続可能な開発目標)への理解を深めていただくため、この事業が関連する目標のロゴもあります。ぜひ見てください。



中にボトルなどを置いて、ボタンを押してね。足元のフットスイッチでも給水できるよ

ぼくのいろんな表情や、きゅうりの花がデザインされているよ

昭島市公式キャラクター
ちかっぱー



小・中学生にボトルカバーを配布

給水スポットと同じデザインの保冷温ボトルカバーを、「あきしまの水」ボトル缶とセットで、市立小・中学校の児童・生徒の皆さんに配布します。

給水スポットを身近に感じて、マイボトルなどを使い、みんなで「プラスチック-1運動」に取り組んでいきましょう！



市・都民税について所得控除や税額控除の申告漏れはありませんか

所得控除や税額控除の申告をする、市・都民税額が下がる場合がありますので、申告してください。

なお、申告は郵送でも受け付けます。

◇対象 次のいずれかに該当する方

*年金受給者で、納付書により国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを納めている

*給与所得者で、年末調整をしていない

*申告していない所得控除がある

◇所得控除の種類 雑損、医療費、社会保険料（健康保険・国民年金・介護保険など）、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦・ひとり親、勤労学生、障害者、配偶者、配偶者特別、扶養

◇税額控除の種類 寄附金

* * *

寡婦・ひとり親または障害のある方の所得金額が135万円以下（給与収入では204万3999円以下）である場合、市・都民税が非課税になることがあります。☆詳しくは、市民税係へ。

献血にご協力を

一人ひとりの思いやりの心が、大切な生命を守ります。皆さんのご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、受け付け時に検温、及び、手指の消毒を行います。

◇日時 7月14日（水）の午前10時～11時45分、午後1時～

4時

◇場所 市役所北側出入口前

◇対象

*16～64歳の方

*65～69歳の方（60～64歳で献血したことのある方のみ）

☆詳しくは、健康係（あいぽつく内）

☎544-5126へ。



国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり亡くなった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、申請してください。

●免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます（要件あり）。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送

付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べ、免除の内容・期間に応じて少なくなります。未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます（要件あり）。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

●保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことができます。

できます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険料に加算金が増えられますので、早めの追納がおすすです。

申請の受け付けは7月1日から

今年度分（令和3年7月～4年6月分）の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分（2年7月～3年6月分）について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

●問い合わせ先

*申請書の提出 市役所年金係
*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み 立川年金事務所 ☎042-523-0352

6月21日時点の情報です。東京都聖火リレー実行委員会と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議により、内容が変更される場合があります。

東京2020オリンピック聖火リレー 7月10日(土)に 昭島市内を走ります

◇出発(市役所) 午後3時49分頃
◇到着(昭和公園) 午後4時38分頃

☆詳しくは、東京都聖火リレー実行委員会事務局
☎03-6732-8484(平日の午前9時～午後6時)へ。

市役所駐車場を閉鎖(7月9日～10日)

聖火リレーの式典(ミニセレブレーション)を実施するため利用できません。なお、式典は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、無観客で実施します。

◇日時 7月9日(金)の午後5時15分～10日(土)の午後5時頃

インターネットでライブ配信(7月10日)

聖火リレーのようすは、インターネットでのライブ配信でもご覧いただけます。

なお、沿道で観覧する場合は次のことにご協力をお願いします。

- *マスクを着用し、密集を避け、大きな声での会話は控えましょう。
- *体調不良の方は観覧をご遠慮ください。
- *係員や警備員の指示・誘導に従ってください。

<https://sports.nhk.or.jp/olympic/torch/>

二次元コード
はこちら▶



交通規制を実施(7月10日)

◎車両の進入禁止

下の図のとおり規制が行われます。

長時間にわたり車両の進入が禁止となるため、周辺道路の混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◇日時 7月10日(土)の午後2時55分頃～5時20分頃

◎Aバス・立川バスの臨時運休など

運休やルート変更などを行います。詳しくは、市役所交通安全係へ問い合わせるか、市ホームページまたは立川バスホームページで確認してください。

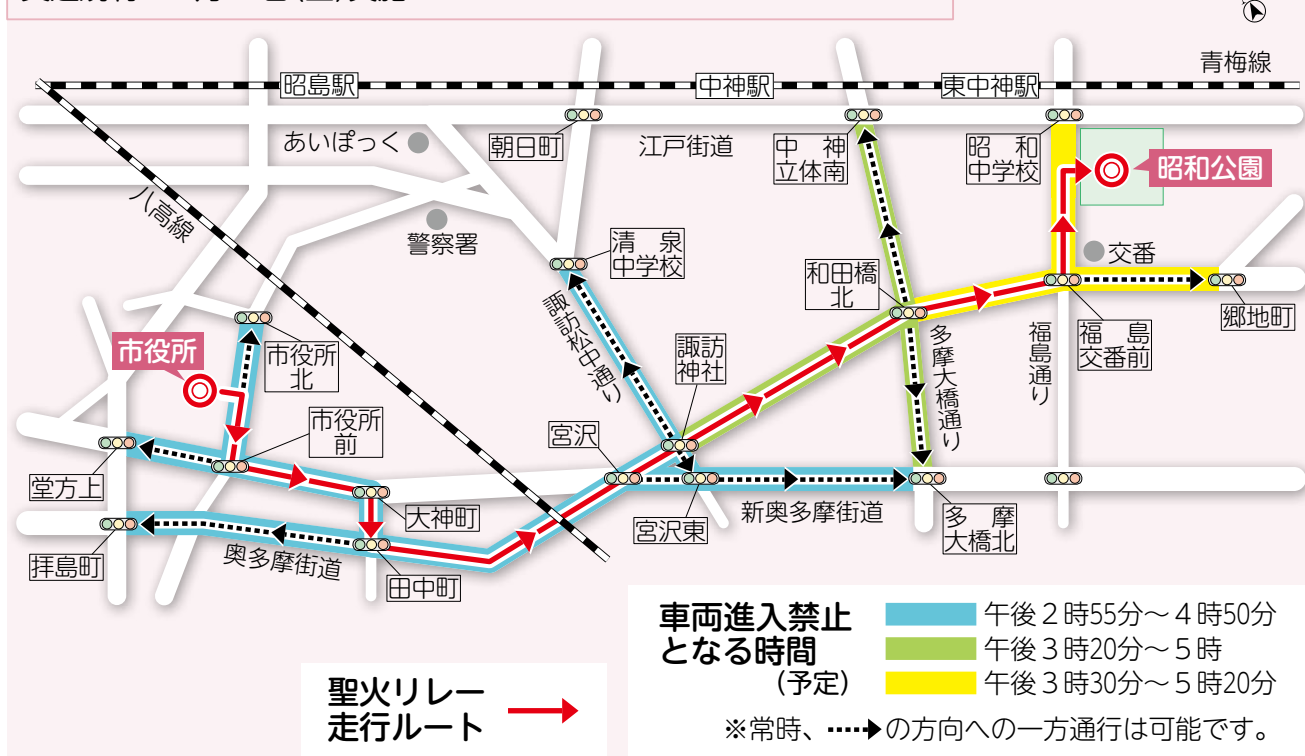


◀Aバスの運行情報



立川バスの運行情報▶

交通規制：7月10日(土)実施 ※時間は状況により変更される場合があります。



【車両】居住者であるなしにかかわらず、進入のほか、横断もできません。

【歩行者】交通規制区域を横断する場合は、警備員の指示に従って横断歩道を通行してください(歩道橋は通行不可)。ただし、聖火ランナーが通過する時間の前後は、横断もできません。

今年の夏も 無理のない 節電 を

市民の皆さん一人ひとりが節電に取り組むことで、より大きな効果が生れます。できることから始めてみませんか。
〈環境課計画推進係〉

賢い節電7か条

1 冷蔵庫の庫内温度を「中」に設定する



2 テレビを省エネモードに設定したり、画面の輝度を下げたりする
設定次第で省エネに



3 電気便座の保温機能は使用しない



4 室温が28℃を上回らないようエアコンや扇風機などを上手に使う
すだれやよしずで窓からの日差しを和らげるのも効果的！



5 家電製品などはこまめに省エネを実践する
こまめに消そう！



6 猛暑日には、エアコンの使用を過度に抑制しない
熱中症に注意！



7 省エネ・長寿命のLED照明を使う



電化製品を使用していないときはコンセントを抜いたり、エアコンのフィルターを定期的に掃除したりすることも節電につながります！

アイラン



家庭での節電を応援

※ 昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金

LED照明器具などの設置に補助金を交付しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、問い合わせてください。

※ あきしま省エネ家計簿

毎月の電気などの使用量を記録できる「あきしま省エネ家計簿」のWeb版・アプリ版を配信しています。

下の二次元コードからアクセスしてください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、問い合わせてください。



Web版はこちら▶



アプリ版はこちら▶

事業案内

KOTORI ホール

＜ 昭 島 市 民 会 館 ＞

☆申し込みは、☎546-1711へ(火曜日休館)。
☆チケットの販売は、午前9時～午後5時です。
☆未就学児の入場はできません。
☆市ホームページからチラシをご覧ください。

★ ★ ★ 好評発売中 ★ ★ ★

【主催事業】世良公則ソロアコースティックライブ2021 7月10日(土)午後5時30分開演／大ホール(全席指定)／5500円／出演：世良公則



【主催事業】川井郁子名曲コンサート～ストラディヴァリウスとともに～ 8月21日(土)午後

2時開演／大ホール(全席指定)／3500円／出演：川井郁子／無料保育サービスあり(1歳以上の未就学児10人／申込順／8月7日までに要申込)



【主催事業】八代亜紀アコースティックコンサート 9月25日(土)午後3時開演／大ホール(全席指定)／6500円／出演：八代亜紀／無料保育サービスあり(1歳以上の未就学児10人／申込順／9月11日までに要申込)



児童センター 「ぱれっと」で 楽しもう！

児童センター「ぱれっと」は、18歳になるまでの方（未就学児は保護者同伴）が気軽に立ち寄って遊んだり、おしゃべりしたりできる施設です。

おもちゃで遊べる幼児プレイコーナー、くつろげる交流室、絵本や漫画がいっぱいの図書室などがあります。また、未就学児と保護者のためのお話し会、運動遊び、小学生のための工作会など、さまざまな催しを行っています。

◇開館時間 午前9時30分～午後9時（保護者が同伴しない場合は、小学生は午後6時、中学生は午後8時まで）

◇休館日 第2日曜日、祝日、年末年始

☆詳しくは、児童センター「ぱれっと」☎544-5132へ。



ちかっぴー

このほかにも催しがあるよ！施設内の掲示、市ホームページを見てね！



申し込みが必要な催し

下の表のとおり開催します（参加費無料）。工作は、作品を持ち帰るための袋をお持ちください。

◇時間 午前10時～10時30分、午前11時～11時30分

※科学あそびのみ午前10時～11時40分、午後1時30分～3時10分です。

◇定員 各9人（多数抽選）

催し	期日	対象	内容・持ち物など
科学工作 スーパーボール	7月27日(火)	小学生～18歳未満の方	洗濯のりでスーパーボールを作る
造形工作 布ビーズミサンガ	7月30日(金)	小学生～18歳未満の方	布でビーズを作り、ミサンガを編む
科学工作 バスボム	8月3日(火)	18歳未満の方（未就学児は保護者同伴）	材料を混ぜて入浴剤を作る
木工作 ミニロボット	8月6日(金)	小学生～18歳未満の方	木片でロボットのキーホルダーを作る／上履きを持って参加を
造形工作 革のストラップ	8月11日(水)	小学生～18歳未満の方	革に模様を付けてストラップを作る／上履きを持って参加を
木工作 くぎ打ちめいろ	8月13日(金)	小学生～18歳未満の方	木の板にくぎを打って迷路を作る／上履きを持って参加を
木工作 マグネット	8月17日(火)	18歳未満の方（未就学児は保護者同伴）	木片を自由に組み合わせてマグネットを作る
科学あそび	8月21日(土)	小学生～18歳未満の方（小学1～2年生は保護者同伴） ※未就学児と一緒に参加することも可	科学実験の見学や体験など／タオル・靴袋を持って参加を
造形工作 くらげ風鈴	8月24日(火)	18歳未満の方（未就学児は保護者同伴）	ペットボトルで風鈴を作る

【申し込み】往復はがきまたは電子メールに催し名（時間の選択は不可）と、住所・お子さんの氏名（ふりがな）・学校名・学年・保護者氏名・電話番号、科学あそびは参加者全員の氏名・お子さんとの関係（続柄）を記入し、7月16日（必着）までに次の送付先へ（1つの催しにつき1人1通のみ）。

*往復はがき＝〒196-0012つつじが丘2-3-21 児童センター「ぱれっと」（返信面にも住所・氏名を記入）

*電子メール＝palette-j1@douen.jp（返信できるようメールの設定を）

成人式の実行委員を募集

一生に一度の成人式を企画・運営しませんか。

◇対象 市内在住の新成人（平成13年4月2日～14年4月1日生まれの方）

☆申し込みは、7月30日までに社会教育係へ。



心身障害者自動車ガソリン費等助成を受けている方へ

～請求は7月12日まで～

助成を受けている方は、請求書に押印のうえ、令和3年4月1日～6月30日に自動車に給油した際の領収書を添付し、市役所障害福祉係、東部出張所、あいばっくのいずれかに提出してください。

締め切り日を過ぎると受け付けできませんので、注意してください。

☆詳しくは、障害福祉係へ。

国民健康保険制度のお知らせ

■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。届かない場合は、保険係までご連絡ください。納付書・口座振替による納付は年8回です。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、被保険者の所得から控除される基礎控除額が、令和3年度分から変更され

ました。

■保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく社会保険などに加入しているも、世帯員が国保に加入しているれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

■年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(※1)
所得割(令和2年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

※1 対象は40～64歳の方

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月 6月 8月	令和2年中の所得が確定するまでは、元年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。
本徴収	10月 12月 2月	令和2年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。

表3 所得による均等割額の軽減

合計所得金額	軽減割合
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円以下	7割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+28万5000円×被保険者数以下	5割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+52万円×被保険者数以下	2割

※2 一定以上の給与・公的年金等の所得者

礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。
 * 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65～74歳
 * 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上
 * 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下
 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどの世帯の保険税を減免
 保険税の免除または減額をする制度があります。詳しくは、4ページをご覧ください。
 社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免
 会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。減免措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。
 非自発的失業者の保険税を軽減
 会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格

者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31、34の方は、保険税を計算するときの給与所得が70%減額されます。減額措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。申請には、雇用保険受給資格者証と、保険証が必要です。
 軽減の期間は、離職した日の翌日の月から翌年度末までです。
 所得金額による軽減
 被保険者全員と世帯主の合計所得が一定金額以下の世帯は、均等割額が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。税制改正に伴い、3年度分から、一部変更されました。
 子どもの均等割額を軽減(昭島市独自の軽減)
 国保に加入する18歳以下の方のうち、2人目の均等割額を半額に、3人目以降の均等割額を9割軽減します。申請の必要はありません。
 ただし、所得金額による軽減の対象となる世帯は、所得金額による軽減を優先し、その軽減額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を軽減します。
 なお、18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの

間にある方をいいます。
 ■新しい高齢受給者証を送付
 現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。前年の収入で負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。
 有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係、東部出張所、あいばつくのいずれかへの返却にご協力ください。
 限度額適用認定証と減額認定証の更新
 認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要な方は、市役所保険係へ申請してください。
 なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。
 ■加入や脱退は届け出を
 保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることになります。
 また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。
 ☆詳しくは、保険係へ。

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。

なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

保険料のしくみ

保険料は、図1のとおり、加

図1 後期高齢者医療制度の保険料の計算

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(限度額64万円) (年額4万4100円)

▼所得割額の計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得、雑所得} \\ \text{(年金など)、配当} \\ \text{所得、一時所得な} \\ \text{どの合計額} \\ \text{※退職所得を除く} \end{array} - \begin{array}{l} \text{地方税法に定め} \\ \text{る基礎控除額} \\ \text{(合計所得金額が} \\ \text{2400万円以下の} \\ \text{場合は43万円)} \end{array} \right) \times \text{所得割率} 8.72\%$$

「賦課のもととなる所得」

※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもとになる所得です。

表1 均等割額の軽減

総所得額が下の基準を超えない世帯	軽減割合
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+28万5000円×被保険者数以下	5割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×被保険者数以下	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表2 所得割額の軽減

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が20万円までの方を対象に、保険料を軽減します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円まで	5割
20万円まで	2.5割

※賦課のもととなる所得金額の計算は、図1のとおりです。

表3 自己負担割合判定基準

被保険者の令和3年度住民税課税所得	所得区分	負担割合
145万円未満	一般	1割
145万円以上 (または、その方と同じ世帯の被保険者)	現役並み所得者	3割

「現役並み所得者」でも、表4の基準に該当する場合は、1割になります(要申請)。

表4 収入額による負担割合判定基準

同じ世帯に いる後期高 齢者医療被 保険者	令和2年中の収入額 (必要経費などを 差し引く前の金額)	負担割合
1人	383万円未満(※)	1割
2人以上	合計額が520万円未満	1割

※383万円以上の方でも、同じ世帯に70～74歳で国民健康保険、または、会社などの健康保険の加入者がいる場合は、合計額が520万円未満であれば1割の負担です。

入者全員が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

●所得に応じて保険料を軽減
均等割額の軽減は表1、所得割額の軽減は表2のとおりです。

●会社の健康保険などの被扶養者であつた方の保険料を軽減
制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者であつたため自分で保険料を納めていなかった方は、所得割額が無料になるほか、均等割額が加入から2年を経過する

月まで5割軽減されます。
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯の保険料を減免

保険料の免除または減額をする制度があります。詳しくは、4ページをご覧ください。

医療費の自己負担割合は1割または3割
医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割または3割です。この負担割合は、表3の判定基準により、毎年8月1日に見直します。

●3割負担の方でも条件により1割負担に
3割負担の方でも、表4のとおり、申請の翌月から負担割合

が1割になる場合があります。該当すると思われる方には、7月初旬までに申請書を送付します。市役所後期高齢者医療係に提出してください。1月1日現在市内にお住まいでない方、市・都民税、所得税の申告をしていない方は、収入額の分かる書類の写しなども必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付
世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により交付されます。入院時の食事代と、保険適用の医療費の自己負担分が減額されます(申請した月の初日の世帯状況で判定し、申請した月の初日まで遡って認定)。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以降も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。新たに必要の方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。

医療費の自己負担割合が3割の方にも条件により限度額適用認定証を交付
同じ世帯に住民税が課税されている方がいる場合でも、世帯全員の住民税課税所得が690万円未満であれば、申請により認定証が交付されます。

必要の方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。

大切に保管してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどの場合、免除または減額を

する制度があります。詳しくは、
4ページをご覧ください。

また、次のいずれかに該当する方にも減免などの制度があります。申請方法など詳しくは、

問い合わせてください。

*震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた

＊生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむをえない理由

で収入が著しく減少した

＊事業や業務の休廃止、失業、天候不順による農作物の不作などの理由で、生計維持者の

収入が著しく減少した

＊世帯の収入が、一定の基準に満たない

介護サービス利用料の自己負

が、保険料を滞納すると次のと

①1年以上の滞納Ⅱ介護サービス利用料が全額自己負担となる。申請することで保険給付

滞納 ①と

し、
払い戻

している。

る

介護サービ

損害合がー

兵担力(三害)

ほた 高客

九受にん

正五邊形

言方、通作

三、六、九

一、二、三

三田建設

／ 田中 一

3

田中久

緒に提示し

効期間は、

7月31日で

について

三、介護保

くは介護保

12

令和2年度下半期 水道事業・下水道事業の経営状況

(令和2年10月1日～3年3月31日)

水道事業・下水道事業は、複式簿記による公営企業会計で収支を管理しています。

経営状況は、表1～3のとおりです。

なお、複式簿記とは、ひとつの取引引きを原因と結果の二面から記録する会計方法です。下水道事業は、令和2年度に特別会計から企業会計に変更されました。

水道事業

水道事業計画で定めた、「安全な水道」、「災害時にも頼れる水道」、「持続可能な水道」を目標に、水質検査機器の買い換えや、災害時対応計画の策定を行いました。また、前年度に引き続き、深層地下水流動調査を実施しました。

企業債については、新たな借入金はなく、償還金781万円(利息を含む)を支払いました。

☆詳しくは、水道部業務課 ☎ 61111へ。 543

下水道事業

下水道の役割は、汚水の処理、雨水の処理、公共用水域の水質保全です。今後も下水道事業を安定的に継続していくため、下水道施設の長寿命化に向けた改

築更新の工事などを実施しました。

企業債については、1億2060万円を借り入れ、償還金3億151万円(利息を含む)を支払いました。

☆詳しくは、下水道課へ。

表1 水道事業・下水道事業の利用人口と有収水量

	2年度	元年度	前年度比
水道事業	給水人口	11万3541人	11万3609人
	給水世帯	5万5271世帯	5万4668世帯
	有収水量	618万14m ³	601万7700m ³
	配水量	641万2750m ³	628万2870m ³
下水道事業	接続人口	11万2803人	
	接続世帯	5万4917世帯	
	有収水量	789万9638m ³	

※有収水量とは、料金徴収の対象となる水量のことです。

表2 企業債(借入金)の現在高

	3年3月末	2年3月末	前年度比
水道事業	現在高(元金)	711万円	2168万円
	給水人口1人当たり	63円	191円
下水道事業	現在高(元金)	43億1298万円	
	接続人口1人当たり	3万8235円	

※企業債とは、施設の建設や改良のために借り入れるお金のことです。

表3 経理の状況(消費税抜き)

	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
水道事業	*営業収益 8億2441万円 水道料金による給水の収益など	*営業費用 10億4964万円 原水及び浄水費、配水及び給水費、設備修繕費、減価償却費など	*負担金 1243万円 工事経費のうち市や企業が負担する分など	*建設改良費 7億3578万円 水道を安定して使用するための工事(長寿命化、耐震化)などの費用
	*営業外収益 8123万円 預金利息、下水道使用料受託徴収収益など	*営業外費用 63万円 企業債の借り入れ利息など		*企業債償還金 739万円 企業債の元金
	*特別利益 1392万円 退職給付引当金戻入			*投資、その他資産 9901万円 国債
	合計 9億1956万円	合計 10億5027万円	合計 1243万円	合計 8億4218万円
下水道事業	*営業収益 9億8935万円 下水道使用料、雨水処理負担金など	*営業費用 17億5714万円 下水道管などの維持費、汚水の処理負担金、減価償却費など	*企業債 1億2060万円	*建設改良費 2億6923万円 下水道を安定して使用するための工事(長寿命化、耐震化)などの費用
	*営業外収益 5億5332万円 預金利息、一般会計補助金、長期前受金戻入など	*営業外費用 7914万円 企業債の借り入れ利息など	*他会計補助金 1億7191万円 一般会計補助金など	*企業債償還金 2億7740万円 企業債の元金
	*特別利益 191万円 過年度損益修正益	*特別損失 △1031万円 消費税、地方消費税の還付	*負担金 17万円 受益者負担金	*投資、その他資産 214万円 基金積立金
	合計 15億4458万円	合計 18億2597万円	合計 3億1421万円	合計 5億4877万円

※収益的収支とは、水道料金・下水道使用料による収入や、水道・下水道の安全な利用に必要な経費のことです。

※資本的収支とは、施設の改良・設置のために必要な経費のことです。

お知らせ

今月の納期 納期限8月2日(月) 種類・担当

固定資産税・都市計画税(第2期分)、国民健康保険税(第1期分)Ⅱ納税課 ▽介護保険料(第1期分)Ⅱ介護福祉課保険料担当 ▽後期高齢者医療保険料(第1期分)Ⅱ保険年金課後期高齢者医療係

市税・保険料の休日窓口を開設 日時7月18日(日)の午前9時～午後4時 場所市役所1階 取り扱い・担当

市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税Ⅱ納税課 ▽介護保険料Ⅱ介護福祉課保険料担当 ▽後期高齢者医療保険料Ⅱ保険年金課後期高齢者医療係



日前までに手続きしてください。〈納税課、介護福祉課保険料担当、保険年金課後期高齢者医療係〉

川を汚さないで 毎年、河川に油や洗剤が流出する事故が発生しています。これは塗装工事の塗料に含まれる油や、洗車用の洗剤などが側溝に流れることが原因のひとつと考えられます。側溝は、雨水を川に流すためのものです。そのため、いったん油などが側溝に流れると、未処理のまま川に流れ出てしまいます。きれいな川を保全し、豊かな生きものを守るため、油などが側溝に流れ込まないようにしてください。〈環境保全係〉

樹木散布用殺虫剤の使用は控えましょう 健康や環境への影響を防ぐため、害虫はできるだけ殺虫剤を使用しない方法で駆除してください。早めに発見すれば、害虫が付いた葉や枝を切り落とし、ごみとして出すことで駆除できます。やむをえず殺虫剤を使用する場合は、事前に近隣の方へ周知してください。樹木の点検をして害虫を早期発見し、地域ぐるみで

環境を守りましょう。〈水と緑の係〉

7月はいよいよ運動推進 強調月間「あいつは顔見て目を見て心見て」 人と人とのコミュニケーションの第一歩は、毎日交わすあいつです。市では、青少年の健全育成活動の一環として、ふれあいと思いやりのあるまちづくりを目指し、特に4月・7月・11月をあいさつ運動推進強調月間としています。子どもたち「おはよう」「こんにちは」「あいさつを交わす一声運動」に協力ください。〈青少年係(アキシマエンス)校舎棟内) ☎544-4313

77歳、88歳、99歳の方へ 敬老金を支給 長寿をお祝いして敬老金を支給します。7月初旬に申請書を送付しますので、8月20日消印有効までに返送してください。〈対象・支給額〉▽77歳の方(昭和18年9月16日～昭和19年9月15日生まれ)Ⅱ5000円 ▽88歳の方(昭和7年9月16日～昭和8年9月15日生まれ)Ⅱ1万円 ▽99歳の方(大正10年9月16日～大正11年9月15日生まれ)Ⅱ1万円 〈高齢者支援係〉

消費生活センター相談事例

不正アプリをインストールしてしまった場合は、不特定多数の相手に自動的にメッセージを送信してしまい、メッセージを受け取った人から連絡がきたり、高額な通信料が発生したりする可能性があります。すぐにインターネットの接続をオフ(機内モードなど)にして、不正アプリをアンインストールしましょう。

不正アプリをインストールしてしまった場合は、不特定多数の相手に自動的にメッセージを送信してしまい、メッセージを受け取った人から連絡がきたり、高額な通信料が発生したりする可能性があります。すぐにインターネットの接続をオフ(機内モードなど)にして、不正アプリをアンインストールしましょう。

回答

送られてきたメッセージは、実在する宅配業者からのものではないので、実際に荷物が届くことはありません。このようなメッセージはすぐに削除しましょう。

記載されているURLにアクセスすると、不正アプリのインストールへ誘導されたり、偽のサイトで個人情報を入力を求められたりします。

また、偽のサイトでパスワードなどの個人情報を入力してしまった場合は、クレジットカードやキャリア決済(携帯電話料金と合算して決済するサービス)などが不正に利用されるおそれがあります。すぐにパスワードなどを変更し、心当たりのない請求がないか確認しましょう。

☆詳しくは、消費生活センター ☎544-9399へ。

心身障害者福祉手当の現況届の提出を 現在受給中の方(支給停止中の方を含む)に現況届を送付します。必要事項を記入し、7月30日までに提出してください。提出のない場合、受給できなくなることがあります。所得を確認しますので、令和3年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行した令和3年度課税(非課税)証明書を添付してください。2年中の所得を申告していない方は、市役所市民税係で申告してください。〈障害福祉係〉

原爆被爆者に見舞金を支給 対象市内に住民登録があり、原爆被爆者健康手帳を持つ方 支給年額1万円を8月上旬に振り込み 申請原爆被爆者健康手帳、金融機関の預金通帳、印鑑を持って、市役所障害福祉係で ※受給中の方は申請不要 〈障害福祉係〉

中学校教科用図書の見本を展示 令和4年度から中学校で使用する社会科(歴史的分野)の教科用図書を採択するため、展示しています。 期 間7月9日(金)まで ※閉所・

休館日を除く 場所市役所2階行政資料コーナー、市民図書館 〈教育委員会指導係〉

夏の高校野球(予選)が始まります ネット多摩昭島スタジアム(昭島市民球場)で、7月11日～26日(予備日含む)の予定で試合が行われます。駐車台数に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。試合の日程などは、東京都高等学校野球連盟ホームページをご覧ください。〈スポーツ振興課(総合スポーツセンター内) ☎544-4152

子どもを守る協力者を募集

◎通学路安全連絡員 子どもの登下校時の安全を守るため、「通学路安全連絡員」として、自身の都合に合わせて通学路やその周辺のパトロールを行っていただきます。

◎ピーポくんの家の登録者 子どもの緊急避難場所「ピーポくんの家」として、自宅や事業所に下のプレートを表示し、子どもが危険を感じたときに助けを求められるようご協力いただきます。

◎ご協力いただける方は 申請書(市役所学務係にあり/市ホームページからダウンロードも可)を ☎196-8511 市役所学務係へ郵送または提出してください。

なお、今まで登録していた方が活動できなくなった場合は、連絡してください。 ☆詳しくは、学務係へ。



春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章

【叙勲】

◎瑞宝小綬章

* 検察事務功労

小林義次さん(美堀町)

◎瑞宝双光章

* 教育功労

柿添賢之さん(つつじが丘)

* 人権擁護功労

柳川利康さん(美堀町)

* 総務省行政事務功労

山賀冬司さん(朝日町)

【危険業務従事者叙勲】

◎瑞宝双光章

* 警察功労

小倉巧さん(拜島町)

* 防衛功労

新村昌一さん(郷地町)

【褒章】

◎藍綬褒章

* 更生保護功績

西川哲造さん(中神町)

令和3年度 自治会連合会役員を決定

下の表のとおり役員を決定しました。自治会は、安全・安心で住みよい地域社会をつくるための住民による自主的な組織です。自治会に加入して、住みよい地域づくりの活動に参加しませんか。

加入を希望する方、お住まいの区域の自治会が分からない方は、問い合わせてください。 ☆詳しくは、市民活動推進係へ。



▼自治会連合会役員 (敬称略)

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	中島 岩雄 *	堀 賀雄 (9)	
副会長	宮崎 正雄 *	鈴木 進 (10)	
	横山 四郎 (19)	下田 和弘 (11)	
	高橋 靖和 (12)	本多 忠信 (14)	
会 計	柳井 俊男 (17)	古屋 俊美 (15)	
	田中 近江 (13)	立山美佐枝 (16)	
常 任 員	志村 和亮 (1)	浅野 正直 (18)	
	新藤 克明 (2)	阿部 浩 (20)	
	三田 幾一 (3)	菅野 良樹 (21)	
	中里 恒夫 (4)	伊藤 喜良 *	
	山口 晋 (5)	石川 勝己 *	
	井ヶ田 博 (6)	宮田 次朗 *	
	菅原 文夫 (7)	藤田 浩行	
	野口 馨 (8)		

※()内は担当ブロックです。 ※表内の委員のほか、*の方も委員です。

開催

農産物即売会 いずれも
なくなり次第終了／雨天
実施 **日時・場所**▽7月3日
(土)・17日(土)の午後2時から
Ⅱ東中神駅前交番隣 ▽7月10
日(土)・24日(土)の午後2時か
らⅡ昭島駅南口商店会館前
▽日曜日の午前8時40分頃から
Ⅱ田中団地第2集会所前広場
▽水曜日の午後3時30分頃から
Ⅱ田中団地第2集会所前広場
▽平日の午前9時～
午後3時Ⅱ農産物直
売所「みどりっ子」
(※都市農業担当)



**第71回社会を明るくする
運動** 社会を明るくする
運動とは、犯罪や非行の防止と、
罪を犯した人たちの更生につい
て理解を深め、それぞれの立場
で力を合わせ、犯罪や非行のな
い安全で安心な地域社会を築こ
うとする全国的な運動です。7
月の強調月間にちなみ、パネル
の展示を行います。 **日時・場
所**▽7月1日(木)～15日(木)Ⅱ
市役所市民ロビー ▽7月16日
(金)～31日(土)Ⅱアキシマエン

シス国際交流教養文化棟 (社
会を明るくする運動昭島市推進
委員会事務局(市役所福祉総務
係内))
とびだす絵本をつくらう
絵本作家の山本省三さんによる
原画展と工作講座です。
【原画展】 **日時**7月3日(土)～
8月8日(祝)の午前10時～午後
8時(土・日曜日、祝日は午後6
時まで／休館日を除く) **場所**
市民図書館
【工作講座】 **日時**8月7日(土)
の午後1時30分～3時30分 **場
所**アキシマエンス国際交流教
養文化棟 **対象**小学生 **定員**20
人(申込順) **申込**7月6日から
市民図書館 ☎543-1523へ

**子育てグループネット
ワーク会議** 市内の子育
てグループや市などが協働して
子育て支援活動を展開する子育
てグループネットワーク連絡会
が、情報交換や子育て情報の提
供を行います。お子さんを連れ
ての参加もできます(申込不
要)。 **日時**7月12日(月)の午後
6時～7時 **場所**アキシマエン
シス校舎棟 (子ども家庭支援
センター(アキシマエンス校

人(申込順) **保育**
9～12か月児10人
(申込順) **申込**7
月5日から
5歳児歯科健診 **日時**7
月29日(木)の午後1時20
分～3時10分 ※1人10分 **場
所**あいぽつく **対象**5歳のお子
さんと保護者 **内容**歯科健診、
講話など **定員**12組(申込順)
申込7月1日から子育て世代包
括支援センター(あいぽつく内)
☎543-7303へ



カイコワークショップ
調べ学習、繭細工づくり
をします。期間中、カイコは各
家庭で飼育します。 **日時**7月
22日(祝)・31日(土)、8月28日
(土)の午後1時～3時(全3回)
場所アキシマエンス国際交流
教養文化棟ほか **対象**小学生
※小学1・2年生は保護者同伴
定員12人(申込順／全日参加で
きる方を優先) **申込**7月1日
から市民図書館 ☎543-1523へ

離乳食講座 いずれも、
子育て世代包括支援セン
ター(あいぽつく内) ☎543-73
03へ申し込んでください。
【4～6か月児対象】 **日時**7月
27日(火)の午後1時15分～2時
15分 **場所**あいぽつく **定員**14
人(申込順) **申込**7月2日から
【9～12か月児対象】 **日時**7月
28日(水)の午後1時15分～2時
15分 **場所**あいぽつく **定員**14

子ども・子育て会議
日時7月6日(火)の午後
6時30分から **場所**市役所3階
庁議室 傍聴市役所西側出入口
から直接会場へ (教育保育係)
**青少年問題協議会(子ども
も・若者未来対策推進計
画策定専門委員会)** **日時**7月
8日(木)の午後7時から **場所**
市役所1階市民ホール 傍聴市

総務大臣表彰

地域住民の生命・財産の安
全確保に貢献されました。
*昭島市消防団

舎棟内) ☎543-9046)
乳幼児歯科健診 **日時**7
月15日(木)の午前9時20
分～11時30分、8月16日(月)の
午後1時20分～3時30分 ※1
人10分 **場所**あいぽつく **対象**
健診を初めて利用する1歳～3
歳6か月児 **申込**7月1日から
子育て世代包括支援センター
(あいぽつく内) ☎543-7303へ

出張ひろば おもちゃで
遊びながら親子で交流し
ましょう。パネルシアター、歌
の時間もあります。育児相談も
できます。 **日時**7月16日(金)
の午前10時～11時30分 **場所**緑
会館 **対象**0～3歳のお子さん
と保護者 **定員**4組(申込順)
申込7月5日から子育てひろば
なしのき ☎543-6716へ

**特別支援教育・児童の発
達支援に関する講演会**
「大人が変われば、子どもが変わ
る」発達障害の子どもたちが
教えられたこと」をテーマに、
大学教授が講演します。 **日時**
7月16日(金)の午後2時～4時
場所市役所1階市民ホール **定**

第39回 核と平和を考える市民のつどい

戦争の悲惨さが人々の記憶から薄れていく中、改めて、
平和の大切さ、命の尊さを考えてみませんか。

【パネル展 原爆と人間展】

◇日時 8月2日(月)～13日(金)の午前8時30分～午
後5時

◇場所 市役所市民ロビー

☆詳しくは、企画政策課へ。

【パネル展 ミニミニ原爆展】

◇日時 8月3日(火)～15日(日)の午前10時～午後8
時(土・日曜日、祝日は午後6時まで／休館日を除く)

◇場所 アキシマエンス国際交流教養文化棟

☆詳しくは、企画政策課へ。

【核兵器に関する図書などの特別展示】

◇日時 8月3日(火)～31日(火)の午前10時～午後8
時(土・日曜日、祝日は午後6時まで／休館日を除く)

◇場所 市民図書館

☆詳しくは、市民図書館 ☎543-1523へ。

【映画会】

◇日時・上映作品

*8月8日(祝)の午前10時～正午＝「紙屋悦子の青春」

*8月8日(祝)の午後2時～3時＝アニメ作品「つるに
のつとも子の冒険」など

◇場所 アキシマエンス国際交流教養文化棟

◇定員 各40人(申込順)

◇申し込み 7月5日から次の方法で企画政策課へ

*電話＝☎544-5111(代表)へ

*ファックス＝「映画会希望」と、希望者全員の住所(町名
まで)・氏名・電話番号を記入し、546-5496(代表)へ

☆詳しくは、企画政策課へ。

できます。 **日時**7月16日(金)
の午前10時～11時30分 **場所**緑
会館 **対象**0～3歳のお子さん
と保護者 **定員**4組(申込順)
申込7月5日から子育てひろば
なしのき ☎543-6716へ
**特別支援教育・児童の発
達支援に関する講演会**
「大人が変われば、子どもが変わ
る」発達障害の子どもたちが
教えられたこと」をテーマに、
大学教授が講演します。 **日時**
7月16日(金)の午後2時～4時
場所市役所1階市民ホール **定**

住宅防音工事に国が助成 ～85W以上の区域内での対象を拡大～

横田飛行場に離着陸する航空機による騒音の障
害を防止・軽減するため、防音工事の助成を行っ
ています。

◇対象 次のいずれかに該当する住宅

*右の図の75W・80Wの区域内に、昭和59年3月
31日までに建築された

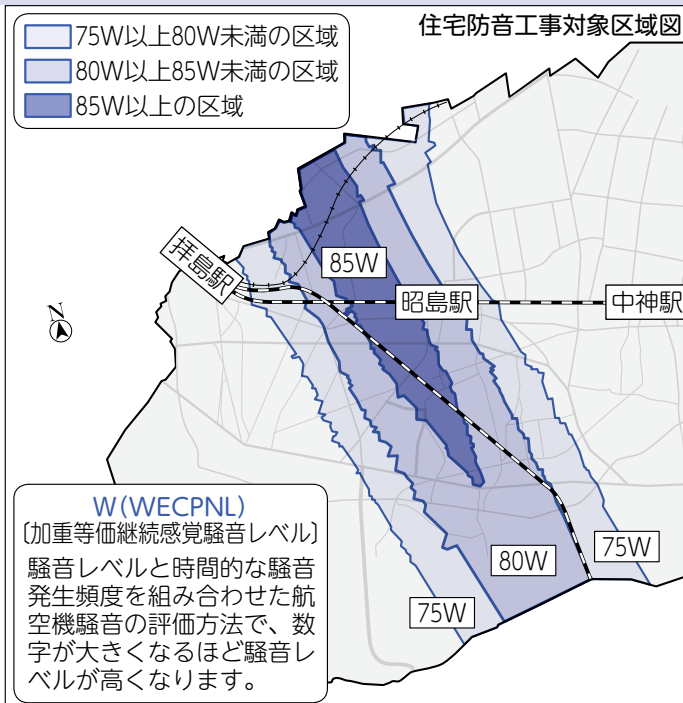
*右の図の85W以上の区域内に、平成17年10月20
日までに建築された

◇申請 住宅防音工事希望届を北関東防衛局(さい
たま市)へ提出

※85W以上の区域内で、新たに対象となる平成6
年4月1日～17年10月20日に建築された住宅
は、7月12日から受け付けます。

※希望届は、市役所住宅係にあるほか、北関東防
衛局ホームページからダウンロードもできます。

※設計事務所や工事業者のあっ旋はしていません。
☆詳しくは、北関東防衛局住宅防音課 ☎048-600-
1821、または、市役所住宅係へ。



7月の水道修理当番店

(宅地内の漏水／有料)

1日～4日	浅井設備	☎541-1987
5日～11日	奥山設備	☎543-5491
12日～18日	原島組	☎546-5659
19日～25日	中村工業所	☎541-0161
26日～31日	石川工業所	☎541-1129

☆詳しくは、水道部業務課☎543-6111へ。

7月の乳幼児健診

3～4か月児健診	令和3年3月生まれ対象
6～7か月児健診	令和2年12月～3年1月生まれ対象
9～10か月児健診	令和2年9月～10月生まれ対象
1歳6か月児健診(内科・歯科)	令和元年12月生まれ対象
3歳児健診	平成30年6月生まれ対象

※日時や場所など詳しくは、受診月の前月末までに送付または配布する案内をご覧ください。案内を持っていない場合や、受診できなかった場合は、問い合わせてください。

☆詳しくは、子育て世代包括支援センター(あいぽっく内)☎543-7303へ。

7月の相談

㊟は予約制／相談は無料
祝日は休み

■予約は広聴担当☎544-5122へ(当面、電話相談のみ)。

法律相談㊟	2日(金)・13日(火)の午前9時～正午・午後1時30分～4時30分 16日(金)・19日(月)・29日(木)の午前9時～正午 17日(土)・28日(水)の午後1時30分～4時30分
行政相談㊟	8日(木)の午後1時30分～4時30分
交通事故相談㊟	20日(火)の午後1時30分～4時
司法書士相談(相続・登記等)㊟	14日(水)の午後1時30分～4時30分
相続・遺言等暮らしの手続相談㊟	21日(水)の午後1時30分～4時30分
不動産相談㊟	27日(火)の午後1時30分～4時30分

■相談場所：市役所内相談室／予約は各担当へ。

人権身の上相談㊟	26日(月)の午後1時30分～4時30分 ※新型コロナウイルス感染症に関する人権問題のみ受け付け 〈広聴担当☎544-5122〉
オンブズパーソン相談㊟	7日(水)・21日(水)の午前9時～正午、16日(金)・30日(金)の午後1時30分～4時30分 〈オンブズパーソン・人権担当☎544-4501〉
精神保健福祉一般相談㊟	平日の午前9時～午後5時 〈障害福祉係☎544-5111(代)〉
税務相談㊟	9日(金)の午後1時30分～4時30分 〈市民税係☎544-4122〉
創業ワンストップ窓口相談㊟	15日(木)の午後1時～5時 〈産業振興係☎544-4134〉

■相談場所：あいぽっく／予約は、子育て世代包括支援センター☎543-7303または地域保健係☎544-5126へ。

保健師による育児相談㊟	平日の午前8時30分～午後5時 ※未就学児の保護者を対象	子育て世代包括支援センター
助産師相談㊟	平日の午前9時30分～午後4時	
にんしん・育児SOS相談㊟	平日の午前8時30分～午後5時	
乳幼児食事個別相談㊟	21日(水)の午前9時10分～正午	
乳幼児個別歯科相談㊟	6日(火)・28日(水)の午前9時～正午	
保健栄養相談㊟	16日(金)の午前9時15分～正午	地域保健係
こころといのちの相談	平日の午前8時45分～午後5時 ※予約した方を優先	

表以外の相談は、広聴担当☎544-5122へ。

■相談場所：アキシマエンス校舎棟／予約は各担当へ。

悩みごと相談㊟	平日の午前9時～午後5時 〈男女共同参画センター☎519-5701〉
女性のためのカウンセリング㊟	水曜日の午後1時～4時 〈男女共同参画センター☎544-5130〉
母子・女性相談㊟	平日の午前8時30分～午後5時 〈男女共同参画センター☎519-2277〉
教育・発達総合相談㊟(就学相談を含む)	平日の午前9時～午後5時 〈児童発達支援担当☎519-2247、特別支援教育係☎519-2290〉
子育て相談	平日の午前9時～午後7時 (受け付けは6時30分まで) 〈子ども家庭支援センター☎543-9046〉
子ども子育て利用者支援相談	月・水・木曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(受け付けは4時まで) 〈子ども子育て利用者支援ぽっく☎519-2218〉

■その他

男性のためのカウンセリング㊟	21日(水)・28日(水)の午後4時30分～7時30分 ※電話相談のみ 〈男女共同参画センター☎544-5130〉
いじめ相談ホットライン	平日の午前9時～午後5時 〈いじめ専門電話相談ダイヤル☎543-7633〉
AKISHIMAキッズナー	平日の午前9時～午後6時30分 ※18歳未満の子ども専用電話相談 〈AKISHIMAキッズナー☎0120-678-044〉
子育て相談	平日の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時45分まで)、土曜日の午前9時～午後4時(受け付けは3時45分まで) 〈子育てひろばなしのき(なしのき保育園内)☎543-6716〉 平日の午前8時30分～午後5時(受け付けは4時45分まで) 〈子育てひろばほりむこう(旧堀向保育園内)☎541-2277〉
子ども子育て利用者支援相談	平日の午前8時30分～午後5時 (受け付けは4時45分まで) 〈子ども子育て地域支援担当☎544-4190〉
消費生活相談	平日の午前9時～正午・午後1時～4時 〈消費生活センター☎544-9399〉
あきしま雇用・労働相談	10日(土)の午前10時～午後3時 ※相談場所は市民交流センター／予約した方を優先 〈産業振興係☎544-4134〉
認知症初期相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 〈介護福祉課☎544-4148〉
暮らし・仕事相談	平日の午前8時30分～午後5時15分 ※収入の減少、仕事、住宅の家賃補助などに関すること 〈くらし・しごとサポートセンター☎519-2033〉
心配ごと相談	水曜日の午後2時～4時 ※相談場所はあいぽっく 〈社会福祉協議会☎544-0388〉
福祉法律相談㊟	2日(金)・16日(金)の午後1時30分～4時30分 ※成年後見などの相談／相談場所はあいぽっく 〈地域福祉・後見支援センターあきしま(社会福祉協議会内)☎544-0388〉

市民のひろば



市民の団体活動を掲載しています(政治・宗教・営利活動などを除く/入会金は掲載なし)。

申込書市役所広報係にあり/市ホームページからダウンロード可。

掲載申込〒196-8511 市役所広報係へ(郵送可)。▼会員募集=随時受け付け。▼9月1日号・9月15日号掲載の催し=8月2日(必着)まで。

※今号の掲載希望はありません。

官公署だより



■カセットコンロによる火災を防ごう「昭島消防署」 カセットコンロは、複数並べて使用したり、コンロ全体を覆うような大きな鍋などで調理したりすると、ボンベが熱くなり爆発するおそれがあります。火気を扱う器具は、正しい使用方法を守るとともに、万が一のときに備え、消火器を準備しましょう。同署☎545-0119

■夏の体験ボランティア2021「昭島市社会福祉協議会」 8月2日～20日に児童・高齢者施設などで。中学生以上の方を対象。同会ホームページを確認し、昭島ボランティアセンターへ問い合わせのうえ、7月5日～19日(午前9時～午後4時30分/日曜日を除く)に要申込。同会ボランティアセンター☎544-0388

■第19回多摩ブルー・グリーン賞を募集「多摩ブルー・グリーン賞事務局」 多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興のため、優れた技術・製品を多摩ブルー賞、新しいビジネスモデルを多摩グリーン賞として表彰。それぞれ副賞として、最優秀賞に100万円、優秀賞に50万円、多摩みらい賞に10万円を贈呈。多摩信用金庫が主催。募集は7月30日まで。同事務局☎042-526-7728

■自衛官などを募集「防衛省・自衛隊立川出張所」 ▽航空学生=海上自衛隊は18～22歳、航空自衛隊は18～20歳の方を対象。7月1日～9月9日に要申込。▽一般曹候補生=18～32歳の方を対象(要件あり)。7月1日～9月6日に要申込。▽自衛官候補生=

18～32歳の方を対象(要件あり)。随時募集。いずれも詳しくは、問い合わせを。同所☎042-524-0538

■女子中間ケアセンター(仮称)整備説明会「法務省大臣官房施設課」

7月10日の午前10時～正午に法務省矯正研修所(もくせいの杜2丁目)で。定員60人(申込順)。7月8日までに要申込。同課☎03-3592-5413

■東京都子育て支援員研修「東京都福祉保健財団」 地域型保育事業、一時預かり事業、利用者支援事業、学童クラブ事業に従事するために必要な知識・技能などを学ぶ。昭島市在住・在勤の方を対象。申し込みなど詳しくは、昭島市役所教育保育係で配布する募集要項のほか、同財団ホームページで確認を。同財団☎03-3344-8533

■排水設備工事責任技術者資格認定共通試験「東京都排水設備課」

10月3日の午前10時～正午に青山学院大学(渋谷区)で。申込書(昭島市役所下水道課にあり)を7月1日～30日(消印有効)に東京都下水道サービスへ。同課☎03-5320-6582

■個人事業税の納税通知書「立川都税事務所」 例年8月に発送している納税通知書は、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方は9月以降の発送となります。

す。発送時期により、納期限が変更となる場合があります。詳しくは、問い合わせるか東京都主税局ホームページで確認を。同所☎042-523-3171

■自筆証書遺言書保管制度「東京法務局八王子支局」 自身が書いた遺言書を法務局で保管できます(有料)。紛失・亡失を防ぎ、遺言者の死亡後は相続人が保管の有無を確認したり、閲覧したりすることができます。詳しくは、総務省ホームページへ。同局☎042-670-6240

■7月1日～7日は全国安全週間「立川労働基準監督署」 都内では、年間約40人の方が労働災害で亡くなっています。日頃から職場において危険な場所や作業内容がないかを確認し、危険性の高いものから改善していきましょう。労働災害を防止するため、経営者、従業員ともに、安全で衛生的な職場環境の実現を心掛けましょう。同署☎042-523-4473

生活用品 交換情報



受け付けは7月2日から(掲載希望は随時)市役所暮らしの安全係へ。なお、交渉などは当事者間で行ってください。

■ゆずってください

◇自転車(21インチ)

夏休み親子体験イベント エッグアートを作ろう

卵の殻にシールや動物の人形などで装飾をして置物を作ります。

◇日時 8月28日(土)の午前9時30分～10時30分、午前11時～正午

◇場所 アキシマエンス校舎棟

◇対象 小学生以下のお子さんと保護者

◇講師 橋本敏美さん
(エッグアート作家)

◇定員 各10人(多数抽選)

◇参加費 1人1500円(教材費含む)

☆申し込みは、8月8日までに昭島観光まちづくり協会☎519-2114へ。



国営昭和記念公園 レインボープールを縮小営業 水あそび広場・冒険プールのみ限定開放

今年度は、お子さんと家族のみに限定し、範囲を縮小して開放します(要申込)。

◇期間 7月17日(土)～8月29日(日)

◇時間 午前9時30分～午後5時(平日は午後4時まで)

◇対象 中学生以下のお子さんと保

護者(大人のみの利用は不可)

◇入場料 無料(一部遊具は有料)

※別途、公園入園料が必要です。

◇申し込み 国営昭和記念公園ホームページで

☆詳しくは、国営昭和記念公園管理センター☎042-528-1751へ。



郷土資料室企画展

アキシマクジラ化石発見60周年記念事業 ～帰ってきたアキシマクジラ～

昭島初！

アキシマクジラの実物化石がほぼすべてそろいます！

昭和36(1961)年8月20日に化石が発見され、平成30年1月1日に新種となったアキシマクジラ。研究のため群馬県立自然史博物館に収蔵されていましたが、昨年末に昭島市に帰ってきました。

発見からの60年を振り返るとともに、アキシマクジラの化石を展示します。そのほか、市内で発掘されたものを中心に、200万年前の昭島の生き物たちの化石を展示します。



▲アキシマクジラの化石

◇日時 7月13日(火)～8月29日(日)の午前10時～午後8時(土・日曜日、祝日は午後6時まで／休館日を除く)

※陸ゾーンは7月24日(土)からです。

◇場所 アキシマエンス国際交流教養文化棟

◎海ゾーン

アキシマクジラの化石や、発掘作業のようすの写真などの資料を紹介しします。そのほか、サメの歯、貝、海生哺乳類などの化石も展示します。

◎陸ゾーン

アケボノゾウの歯、シカ、葉類などの化石を展示するほか、化石を採取したり、クリーニングしたりする道具について紹介しします。電子顕微鏡を使って、小さい化石の観察をすることもできます。☆詳しくは、市民図書館☎543-1523へ。

7月 前半のイベントカレンダー

日	内 容
1 (木)	①健康気功学び講座(全5回)→6/1号13号 担当公民館☎544-1407 ●社会を明るくする運動 パネル展示(7/31まで)→16号
2 (金)	①フレッシュママ・パパ学級→6/1号14号 担当あいぽく☎543-7303 ②市民総合交流拠点施設整備方針に関する説明会→6/15号5号 担当市民総合交流拠点施設建設担当
3 (土)	①小学生向け図書館映画会→6/1号14号 担当市民図書館☎543-1523 ●山本省三さん原画展(8/8まで)→16号
4 (日)	●東京都議会議員選挙→6/15号6号 担当選挙管理委員会事務局
5 (月)	①乳幼児歯科健診→6/1号13号 担当あいぽく☎543-7303
6 (火)	●子ども・子育て会議→17号
7 (水)	①ヘルスアップ栄養教室→6/1号15号 担当あいぽく☎544-5126
8 (木)	①乳幼児歯科健診→6/1号13号 担当あいぽく☎543-7303 ●子ども・若者未来対策推進計画策定専門委員会→17号
9 (金)	①乳幼児のための救急救命講習会→6/15号7号 担当児童センター「ばれっと」☎544-5132 ●総合基本計画審議会→17号

日	内 容
10 (土)	●聖火リレー→7号
11 (日)	
12 (月)	●子育てグループネットワーク会議→16号
13 (火)	●国民健康保険運営協議会→17号 ●文化芸術推進基本計画策定検討委員会→17号 ●アキシマクジラ化石発見60周年記念事業(8/29まで)→20号
14 (水)	●献血→6号
15 (木)	①図書館映画会→6/15号7号 担当市民図書館☎543-1523 ①乳幼児歯科健診→16号 ●教育委員会定例会→17号 ●環境審議会→17号
16 (金)	①フレッシュママ・パパ学級→6/1号14号 担当あいぽく☎543-7303 ①出張ひろば→16号 ①特別支援教育・児童の発達支援に関する講演会→16号
17 (土)	●ものしり化石塾→3/15号5号 担当市民図書館☎543-1523
●農産物即売会(3日・4日・7日・10日・11日・14日・17日)→16号	

※①のイベントは、申し込みが必要です。

※カレンダー内のページは、「広報あきしま」(特に明記していない場合は今号)のページです。

※担当で電話番号のないものはすべて市役所☎544-5111(代表)です。